学校施設利用時における感染症対策について

- 施設使用前後は、必ず手洗い等により手指消毒を行ってください。
- 施設を使用した後は、清掃を行ってください。また、出たゴミ等については、お持ち帰りく ださい。
- 特に多くの人の手が触れる箇所(ドアの取手、スイッチなど)は、消毒液による清掃を行ってください。

(学校所有の掃除道具等の使用を希望する場合は、事前に学校にご相談ください)

【確認事項】

項番	条 件
1	体調不良の方(発熱や咳などの症状がある方)の参加を控えること
2	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいないこと
3	過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、 地域等への渡航又は当該在住者と濃厚接触した方がいないこと
4	屋内施設利用の場合、こまめに換気すること
5	マスクを着用すること (屋内運動場、グラウンドを利用する場合、受付、着替え等スポーツを行って いない際、会話をする際にはマスクを着用すること)
6	こまめな手洗い等による手指消毒を徹底すること
7	他の方との距離 (出来るだけ2m以上) を確保すること (障がい者の誘導や介助を行う場合は除く)
8	利用中に大声での発声、応援等をしないこと
9	施設利用前後のミーティング等においても、3つの密を避けること
10	参加される方の連絡先(名前、住所、電話番号など)を把握しておくこと (「大阪コロナ追跡システム」等の活用)
11)	利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
12	感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと

- ※(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(厚生労働省)
- ※(参考)「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)
- ※(参考)「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料」(大阪府)